

令和7年度滋賀支部事業実施報告書

令和8年1月19日



全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ

目次

◆ 基盤的保険者機能関係

- 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 P 4
- サービス水準の向上 P 5
- 現金給付等の適正化の推進 P 8
- レセプト点検の精度向上 P 9
- 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 P 15
- DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 P 18

◆ 戰略的保険者機能関係

- 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 P 22
- データ分析に基づく事業実施 P 44
- 医療資源の適正使用 P 46
- 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 P 49
- インセンティブ制度の実施及び検証 P 50
- 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 P 51

◆ 組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用等 P 55
- 内部統制等 P 57
- 費用対効果を踏まえたコスト削減等 P 60

令和7年度 KPI 進捗状況

項目	令和7年度 目標	実績	達成状況 ◎：達成 ○：達成率8割以上 △：達成率8割未満	資料掲載	備考
1. 基盤的保険者機能関係					
サービススタンダードの達成状況を100%とする。	100.0%	100.0%	◎	P5~7	R7.9月時点
サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。	7日以内	4.84日	◎		R7.9月時点
現金給付等の申請に係る窓口受付率を対前年度以下とする。	5.8%以下	6.0%	○	P7	R7.11月時点
協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする。 <small>（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</small>	0.083%以上	0.077%	○	P9~14	R7.9月時点
協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。	6,574円以上	7,367円	◎		R7.9月時点
返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする。	68.92%以上	44.24%	△	P15~17	R7.10月時点
2. 戦略的保険者機能関係					
生活習慣病予防健診受診率を66.0%以上とする。	66.0%以上	32.2%	△	P22~25	R7.9月時点
事業者健診データ取得率を10.8%以上とする。	10.8%以上	3.3%	△	P26~28	R7.10月時点
被扶養者の特定健診受診率を41.7%以上とする。	41.7%以上	9.3%	△	P29~31	R7.9月時点
被保険者の特定保健指導の実施率を22.4%以上とする。	22.4%以上	8.1%	△	P32~34	R7.10月時点
被扶養者の特定保健指導の実施率を31.9%以上とする。	31.9%以上	-	△	P35~36	-
健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする。	31.6%以上	32.2%	◎	P37~39	R7.10月時点
健康宣言事業所を1,570事業所以上とする。	1,570事業所以上	1,766事業所	◎	P40~43	R7.11月時点
ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする。 <small>（※）医科、DPC、調剤、歯科</small>	90.1%以上	90.3%	◎	P46~48	R7.7月時点
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.0%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする。	59.0%以上 3,128事業所以上	60.4% 3,640事業所	◎	P52~54	R7.11月時点
3. 組織体制関係					
一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。	15.0%以下	18.2%	○	P60~61	R7.11月時点

1 基盤的保険者機能関係

■ (1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

«令和7年度事業計画»

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。
- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について現状を確認し、職員の意識改革を促進する。
- ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

«実施策»

- ・管理者の適切な業務進捗管理による柔軟な業務配分の実施と、業務研修等による職員一人ひとりの多能化により生産性向上を図る。
- ・朝礼やミーティングを活用して、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理方法を確認、共有し、業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底する。
- ・事務処理手順の徹底や事務処理誤り事例の共有等により事務処理誤りを発生させない。

«実施結果»

- ・郵送による現金給付申請書類について、業務部全体での前捌きを4月より開始し効率化、迅速化を推進とともに、審査者人員の確保と柔軟な業務配分により生産性の向上を図った。
- ・本部開催の業務担当者研修や支部内での研修やOJTにより職員の多能化を推進し、業務量の多寡や優先度に対応できるよう事務処理体制の強化を図った。
- ・新入職員や異動者へのOJTの機会を捉えて業務マニュアルや手順書を確認し、業務処理の標準化・効率化・簡素化の推進に取り組んだ。
- ・朝礼やミーティングを活用した事務処理誤り事例やヒヤリハット事例の共有を実施し事務処理誤りの発生防止を図った。
- ・自動審査率向上に向け、有人処理となった事例について調査を実施。返戻理由やエラーとなる内容を把握し、広報での周知や返戻文書の見直しなど、対策を実施した。

1 基盤的保険者機能関係

(2) サービス水準の向上

«令和7年度事業計画»

- すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
 - 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026年1月に導入される電子申請について加入者等へ普及推進に努める。
 - 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会について的確に対応する。
 - コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。
 - 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。
- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

数値指標 (KPI)	実績 令和6年度 滋賀支部	(参考実績) 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%	100%	令和7年9月時点
サービススタンダードの平均所要日数	5.24日	5.64日	7日以内	4.84日	令和7年9月時点
現金給付等の申請に係る窓口受付率	5.8%	4.2%	前年度 (5.8%) 以下	6.0%	令和7年11月時点

«実施策»

- 申請書の業務処理について進捗状況を把握し迅速な業務処理を行う。
- 制度や手続きの情報発信について、各種研修会やSNS（LINE公式アカウント）を活用し広く実施するとともに、加入者に分かりやすく伝わりやすい工夫を行い、郵送による申請を促進する。
- お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題や課題を把握し、改善策を策定の上実践する。
- 電話対応について、マナー向上のため朝礼で「電話対応基本マナー」の唱和を行う。また対応事例のフィードバックにより説明能力の向上を図る。

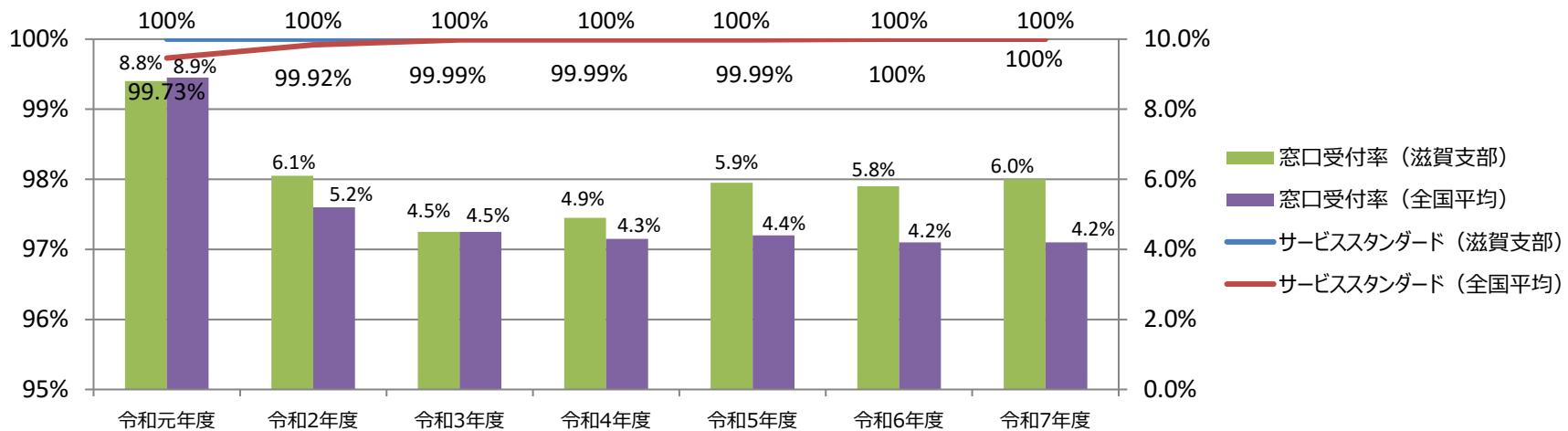
1 基盤的保険者機能関係

(2) サービス水準の向上

«実施結果»

- 申請書の処理について1日2回（朝、昼）に進捗状況を確認し業務指示を行った結果 サービススタンダード100%を達成。
- 業務量に多寡に応じた業務配分と人員配置のため、処理件数や処理時間の把握を行い処理体制の最適化を図った。
- 日本年金機構主催の社会保険制度説明会の場を活用し、申請書記入の際のポイント等を周知することで郵送による手続きを促進した。
- 納入告知書に同封されるチラシやSNS（LINE公式アカウント）を活用し、健康保険制度や手続きについて広く情報発信を行った。
- 電話対応について新入職員へのOJTの機会を活用し、電話相談対応研修を実施した。また、朝礼を活用した「電話対応基本マナー」の唱和を行い電話対応マナーの向上を図った。
- 架電モニタリング調査結果に基づき、要改善点について対策を実施した。
- 電子申請導入に関して納入告知書に同封されるチラシ等による周知及び社会保険労務士会への協力依頼を実施し普及促進を図った。

健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率・窓口受付率



健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率

令和7年9月時点

(サービススタンダード)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率	滋賀	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	全国	99.73%	99.92%	99.99%	99.99%	99.99%	100%	100%
健康保険給付の受付から振込までの平均日数	滋賀	7.85日	7.01日	6.97日	7.70日	5.70日	5.22日	4.84日
	全国	7.87日	7.46日	7.44日	8.14日	6.19日	5.63日	5.38日

窓口受付率

令和7年11月時点

(申請書受付 郵送化)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
窓口受付率 (%)	滋賀	8.8	6.1	4.5	4.9	5.9	5.8	6.0
	全国	8.9	5.2	4.5	4.3	4.4	4.2	4.2

1 基盤的保険者機能関係

(3) 現金給付等の適正化の推進

«令和7年度事業計画»

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

«実施策»

- ・日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。
- ・現金給付支給決定データの調査や日々の審査業務において、不正が疑われる給付については点検のうえ保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、厳正な対応を行う。

«実施結果»

- ・傷病手当金と障害年金等の併給調整について、日本年金機構へ照会を行い返納金処理を確実に実施。（10月時点 180件）
- ・柔道整復施術療養費において、施術箇所が3部位以上、かつ月15日以上の施術や審査会において疑義が生じた施術所を中心に面接確認委員会の実施や加入者へ文書照会を実施。（10月時点 995件）
- ・支給決定データの調査や日々の審査業務において疑義が生じた案件について、毎月開催の保険給付適正化PTにより調査や支給の可否について審議を実施した。

1 基盤的保険者機能関係

(4) レセプト内容点検の精度向上

«令和7年度事業計画»

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
 - ・毎月の自動点検マスターの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
 - ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
 - ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
 - ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
 - ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、協会の内容点検の高度化について検討する。
 - ・システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。
- KPI : ① 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
(※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額
② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

数値指標 (KPI)	実績 令和6年度 滋賀支部	(参考実績) 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
協会のレセプト点検の査定率について前年度以上とする	0.083%	0.131%	前年度（0.083%）以上	0.078%	令和7年10月時点
協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする	6,574円	9,908円	前年度（6,574円）以上	7,605円	令和7年10月時点

i) 効果的な内容点検の実施

«実施策»

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施できるよう、他支部事例の検証や自動点検マスタの定期的な更新により内容の追加、修正を協議しながら反映させ点検の効率化を図る。
- ・ 高点数レセプトを優先的かつ重点的に審査を実施し、効果的かつ効率的なレセプト点検を実施する。
- ・ 点検員個別の目標達成状況について、審査結果等の傾向を把握し個別面談時に伝達、審査力の向上を図る。
- ・ 自支部での勉強会の隨時実施、外部業者等による研修については近隣支部との連携を強化し、合同で研修を実施することにより他支部との情報共有、個々のスキルアップを図る。
- ・ 支払基金との協議を毎月開催のうえ、原審となった事例の協議や情報共有を隨時行い審査事務に反映させる。

«実施結果»

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の審査高度化により、高点数査定レセプトの件数が減少しており、毎月の査定金額が伸び悩んでいる。

令和7年12月時点

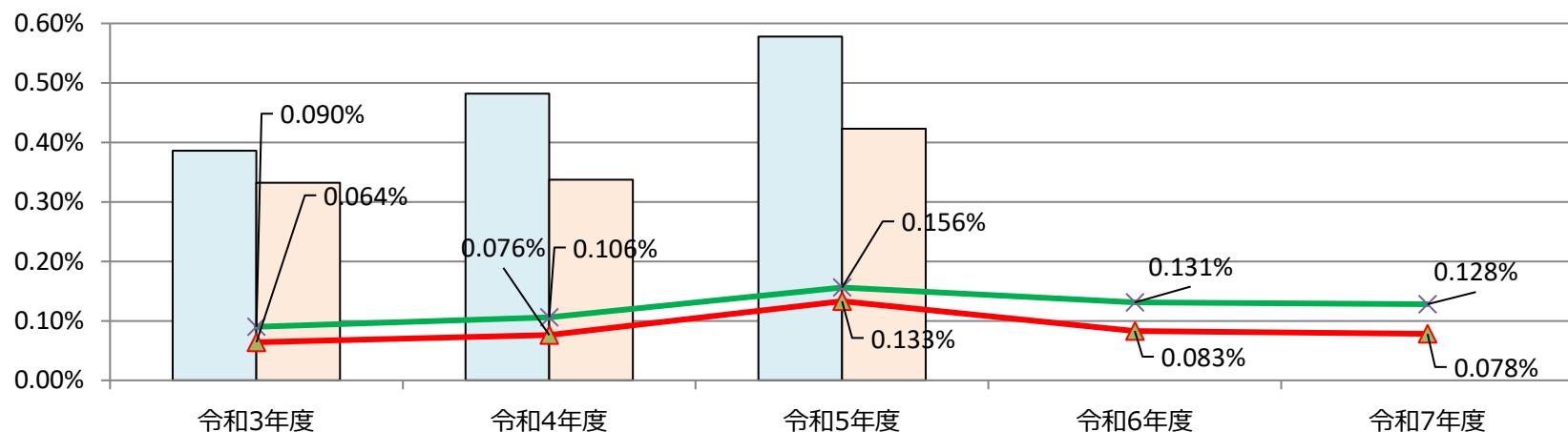
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
レセプト受付枚数	365,139	339,342	397,997	364,598	359,778	360,018	364,163	337,413	351,066	360,942			3,600,456
再審査請求件数	1,602	1,107	1,067	1,019	949	1,062	984	1,027	980	955			10,752
査定件数（協会）	611	568	580	416	513	429	407	402	421	402			4,749
前年度（参考）	8,329,800	4,256,320	4,272,590	3,315,060	3,582,340	4,566,830	3,515,240	2,564,300	4,038,950	3,908,820	4,095,930	3,286,140	49,732,320
診療内容査定金額	3,943,600	4,362,970	2,568,450	3,929,130	2,705,310	3,651,270	3,998,270	3,428,130	3,985,980	2,663,660			35,236,770

レセプト点検の査定率

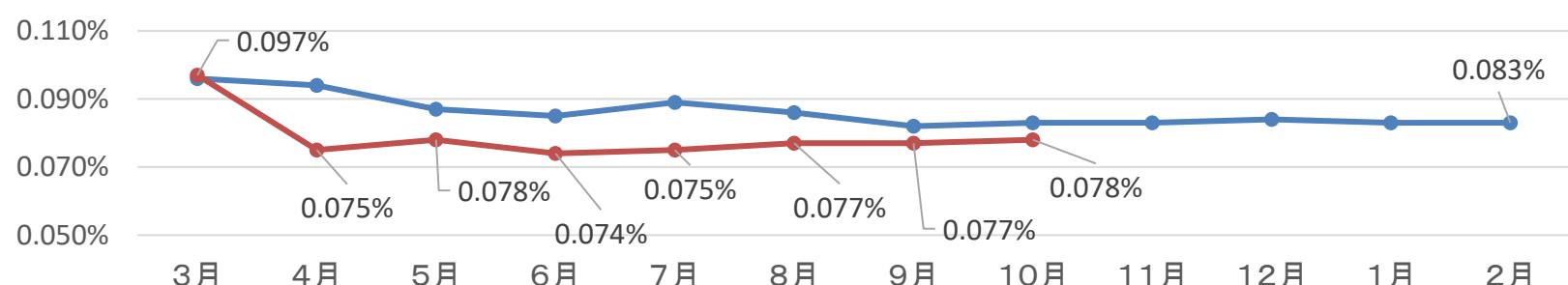
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療費総額	滋賀	50,898,520,050円	53,775,622,780円	53,531,515,020円	54,191,547,030円	36,243,381,400円
査定額	滋賀	32,385,150円	40,993,270円	71,023,230円	45,242,160円	28,337,750円
査定率	滋賀	0.064%	0.076%	0.133% (3位)	0.083% (4位)	0.078% (44位)
	全国	0.090%	0.106%	0.156%	0.131%	0.128%

() 内の数値は全国順位

年度比較 □査定率（滋賀支部） □査定率（全国平均） ▲協会査定率（滋賀） ×協会査定率

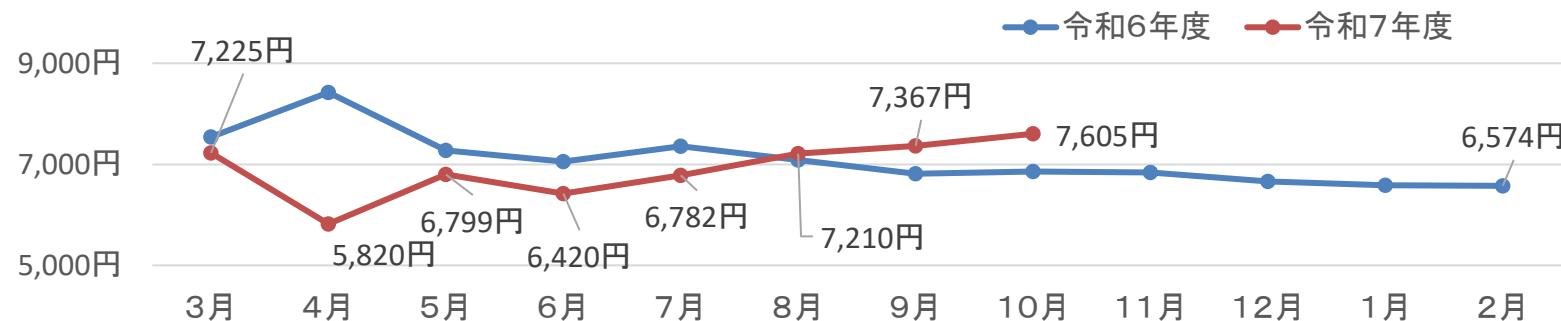


レセプト点検の支部査定率（月次比較）



	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
支部査定率（令和7年度）	0.097%	0.075%	0.078%	0.074%	0.075%	0.077%	0.077%	0.078%					
支部査定率（前年実績）	0.096%	0.094%	0.087%	0.085%	0.089%	0.086%	0.082%	0.083%	0.083%	0.084%	0.083%	0.083%	
前年差	0.001%	-0.019%	-0.009%	-0.011%	-0.014%	-0.009%	-0.005%	-0.005%					

再審査レセプト1件当たり査定額（月次比較）



	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
再審査レセプト1件当たり査定額/円	7,225	5,820	6,799	6,420	6,782	7,210	7,367	7,605					
前年実績KPI	7,544	8,423	7,278	7,057	7,357	7,087	6,812	6,855	6,839	6,664	6,584	6,574	
前年差	-319	-2,603	-479	-637	-575	+123	+555	+750					

ii) 効果的な資格・外傷点検の実施

«実施策»

- 自動化された点検により、迅速な債権の全件調定、第三者行為による傷病届の届出につなげる。点検業務の進捗状況をふまえ、事務処理体制の見直しを図り、多能化を進めていく。

資格点検

令和7年12月時点

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資格点検エラー件数	1,427	1,178	1,182	1,504	1,202	1,194	1,092	953	1,078				10,810
医療機関照会件数	15	25	22	32	26	32	28	33	12				225
資格点検効果額 加入者1人当たり (累計)	127	188	413	601	723	885	989						

外傷点検

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
負傷原因照会件数	11	716	37	461	822	92	513	813	42				3,507
回答件数	273	418	250	221	217	324	293	300	281				2,577
再照会件数	207	168	164	223	549	237	159	215	471				2,393
傷病届受付件数	12	14	12	22	25	28	25	22	29				189
受付残件数	105	109	102	91	102	105	110	115	132				令和6年度末 112件
外傷点検効果額 加入者1人当たり (累計)	9	46	57	79	103	109	157						

«実施結果»

- 資格、外傷点検とともに実施スケジュールに沿って実施、速やかに債権調定を実施している。

年次比較

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資格点検 エラー件数	68,918	35,076	15,037	15,132	10,810
医療機関 照会件数	6,985	4,695	734	244	213
資格点検効 果額	1,743	2,203	1,448	1,898	989
加入者1人当たり (累計)					

	令和7年12月時点				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
負傷原因 照会件数	1,625	1,879	4,139	3,626	3,507
回答件数	1,534	1,703	2,806	3,129	2,577
再照会件数	1,479	1,737	1,969	2,271	2,393
傷病届受付 件数	203	159	193	199	189
受付残件数	119	115	96	112	132
外傷点検 効果額	228	267	370	442	157
加入者1人当たり (累計)					

iii) 多受診者への適正受診指導の強化

«実施策»

- システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。

«実施結果»

- 対象者3名。令和8年1月に照会文書発送予定。

1 基盤的保険者機能関係

(5) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

«令和7年度事業計画»

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
 - ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
 - ・債権の適切な管理、回収率の向上を目的として支部内での回収等に関する知識等を共有し業務能力向上、多能化を図る。
 - ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。
- KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

数値指標 (KPI)	実績 令和6年度 滋賀支部	実績 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	68.92%	66.20%	前年度（68.92%）以上	48.39%	令和7年11月時点

数値指標 (支部)	目標 令和6年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
債権残高（返納金）について前年度より下回る。	81,080,027円以下	105,981,707円	令和7年11月時点
債権管理・保険者間調整による返納金回収件数（債務者数）について前年度を上回る。	250件以上	241件	令和7年11月時点

«実施策»

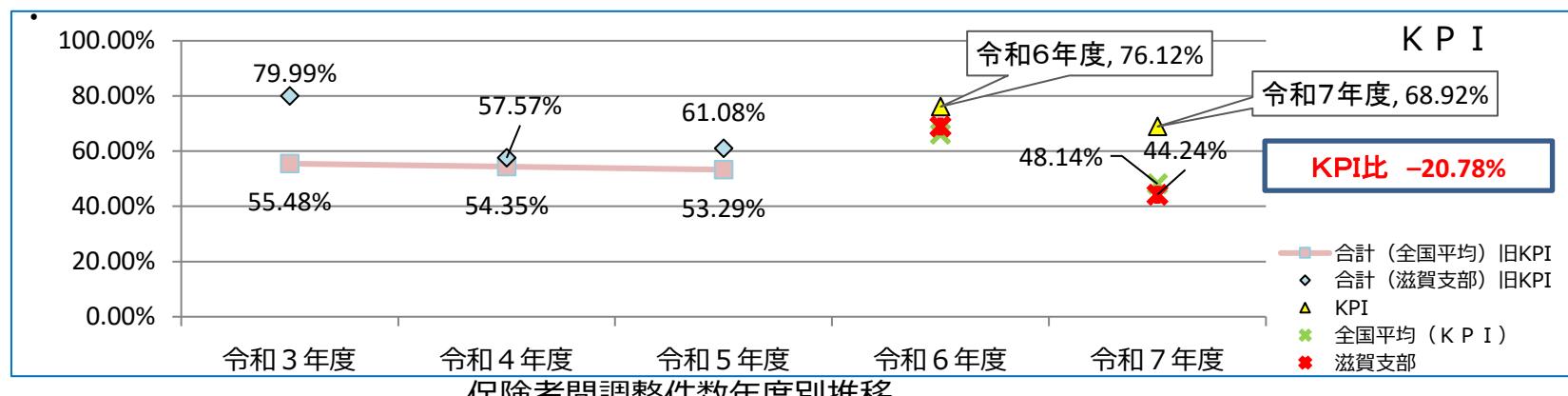
- 債権回収計画を策定し、調査業務の速やかな全件実施。また、高額債権に対して早期接触により完納、保険者間調整の申請を促し迅速な解消を図る。
- 計画的に文書や訪問による催告を実施する。特に弁護士による催告を定期的に実施することにより早期納付を促す。
- 法的措置の効果的な実施により早期納付、完結につなげる。
- 保険者間調整を積極的に活用するため、通常催告に加え利用勧奨を定期的に実施することにより確実な債権回収を実施する。
- 資格関係届の早期提出を周知広報し、オンライン資格確認の効果を向上させることにより資格喪失後受診の発生防止を図る。

債権回収年度別推移

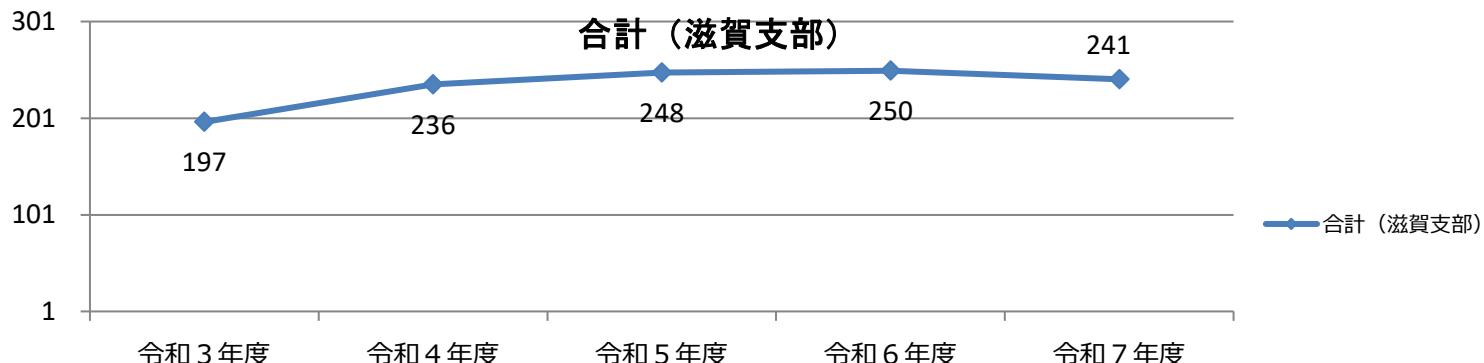
令和6年度からKPI変更

(旧) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

(新) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする



保険者間調整件数年度別推移



返納金債権の回収※KPI

令和7年12月時点

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調定件数	330	185	264	179	186	298	140	236	161				1,979
時効消滅件数	14	18	16	20	11	17	12	15					123
返納金調定金額	6,777,705	7,726,742	17,194,568	9,333,882	14,202,305	11,886,815	17,367,204	11,634,466	8,877,580				105,001,267
残額	83,200,480	83,921,816	87,021,746	87,439,132	92,452,828	93,002,621	105,825,704	105,981,707					-
回収率	23.45%	40.96%	52.26%	49.30%	48.14%	51.85%	44.24%	48.39%					-

保険者間調整の利用促進（参考）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険者間調整件数		42		57		47		95					241

返納金債権の催告

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	369	438	326	301	137	175	294	393	202				2,635
訪問催告件数	0	23	5	0	5	0	0	0	7				40
弁護士名催告	21	35	31	18	27	32	19	29	26				238
法的措置(支払督促)	2	1	0	1	0	1	0	0	2				7
強制執行	1	0	0	0	0	0	0	0	0				1

«実施結果»

- 各種催告、法的措置を定期的に実施している。保険者間調整の申請等に繋げているが、債権発生金額は昨年度同月よりも増加し、特に無資格受診の回収率については高額債権も発生していることから伸びていない。

1 基盤的保険者機能関係

(6) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

«令和7年度事業計画»

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・ 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
- ・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・ 2025年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。
特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。
- ・ 加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせに専用で対応するマイナンバーコールセンターについて、多言語対応を含め質の向上を図るとともに円滑に運用する。
- ・ マイナンバーコールセンターへの問い合わせ内容、チャットボットの質問内容の分析結果を活用するとともに、照会事例からの課題を抽出し業務の改善を図る。

iii) 電子申請等の導入

- ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減につながる2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。

«実施策»

- ・ マイナ保険証について、制度の概要やメリットを定期広報やホームページ等を活用して、加入者・事業主に周知広報を実施する。
- ・ 健康保険証が使用可能な経過措置期間満了後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、定期広報やホームページ等を活用して制度に関する周知広報を実施する。

1 基盤的保険者機能関係

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

<電子申請>

- ・メールマガジン10月号で広報。
- ・健康保険委員向け広報誌11月号に電子申請に関するチラシを同封。
- ・滋賀支部LINE11月号で広報。
- ・納告チラシ11月号で広報。
- ・社労士会

<マイナ保険証>

- ・メールマガジン5月号で広報。
- ・メールマガジン8月号で広報。
- ・滋賀支部LINE9月号で広報。
- ・納告チラシ6月号で広報。
- ・納告チラシ7月号で広報。
- ・納告チラシ10月号で広報。
- ・納告チラシ11月号で広報。
- ・11/28（金）発行の京都新聞滋賀版に5段広告を掲載。
- ・12/23（火）頃、健康保険委員向けマイナ保険証利用促進パンフレットを送付。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイナ保険証		メルマガ	納告	納告	メルマガ	LINE	納告	納告新聞	委員			
電子申請							メルマガ	委員 LINE 納告	社労士会 関係団体			

2 戰略的保険者機能関係

(1) 保健事業の一層の推進

«令和7年度事業計画»

i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

- 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- 支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
- 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修やブロック別による研修を実施する。
- 併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、保健グループ長に対する研修を実施する。
- 契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・待遇のあり方も含めて検討し、実施に向けて必要な取組を進める。
- 地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。

（滋賀支部データヘルス計画）

対策を進めるべき重大な疾患（10年以上経過後に達するゴール）

糖尿病性腎症による新規透析患者を2022年度（29名）より減少させる。

6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値の改善等の目標）

糖尿病領域者（空腹時血糖値126mg/dl以上又はHbA1c 6.5%以上）の割合について、6年後に予想される伸びを抑え、6.37%以下にする。

2 戰略的保険者機能関係

«実施策»

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。
- ・健康アクション宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）への事業所カルテの定期的な提供を実施する。
- ・県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行い、目標達成に向けた取組を実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行い、効果的な取組を実施する。

2 (1) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

i 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

«令和7年度事業計画»

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を各支部に展開することで、実施率の向上に努める。
 - ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
 - ・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
 - ・ 事業者健診データの取得について、2025年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。
 - ・ 健診体系の見直しとして2026年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。
- KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を66.0%以上とする
② 事業者健診データ取得率を10.8%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を41.7%以上とする

数値指標 (KPI)	実績 令和6年度 滋賀支部	(参考実績) 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
生活習慣病予防健診実施率	61.7%	58.4%	66.0%	32.2%	44,773人/139,054人 令和7年9月時点
事業者健診データ取得率	9.3%	7.2%	10.8%	3.3%	4,485人/139,054人 令和7年10月時点
被扶養者の特定健診実施率	39.5%	29.3%	41.7%	9.3%	3,318人/ 35,756人 令和7年9月時点

①生活習慣病予防健診（被保険者）

«実施策»

- ・生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、事業所の選定については、規模別や業態別に受診率を分析し、重点的かつ効果的な受診勧奨を検討する。また、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策を検討する。
- ・生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を検討する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。
- ・令和8年度から生活習慣病予防健診等がさらに充実することから、多方面に広報を実施することで、受診率の向上を目指す。

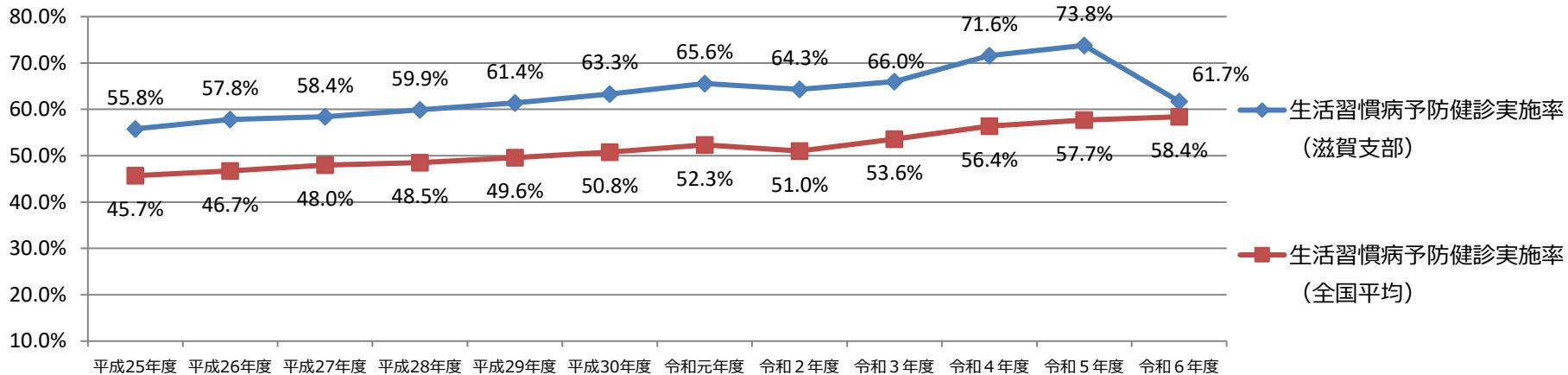
«実施結果»

- ・令和6年度まで、未受診事業所あて受診勧奨案内文書を送付（4,710事業所）し、電話勧奨を実施することで、受診勧奨を実施した1,015事業所（21.5%）が健診受診に繋がったが、令和7年度は、受診勧奨を未受診事業所ではなく、未受診者個人へ受診勧奨文書を送付することで、直接個人への行動変容を促した。（10月末発送：28,077名）
DMには、受診方法のほか、集団健診の会場および日程、滋賀県の健診機関一覧を掲載することで選択肢を増やし、受診へ繋がる内容とした。
- ・事業所及び健診機関への訪問時に、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの勧奨を実施した。

令和7年7月時点

生活習慣病予防健診実績の推移

【KPI算出方法】
 令和5年度まで
 受診者数（健診実施機関単位）/被保険者数
 令和6年度から
 受診者数（加入支部単位）/被保険者数



() 内の数値は全国順位

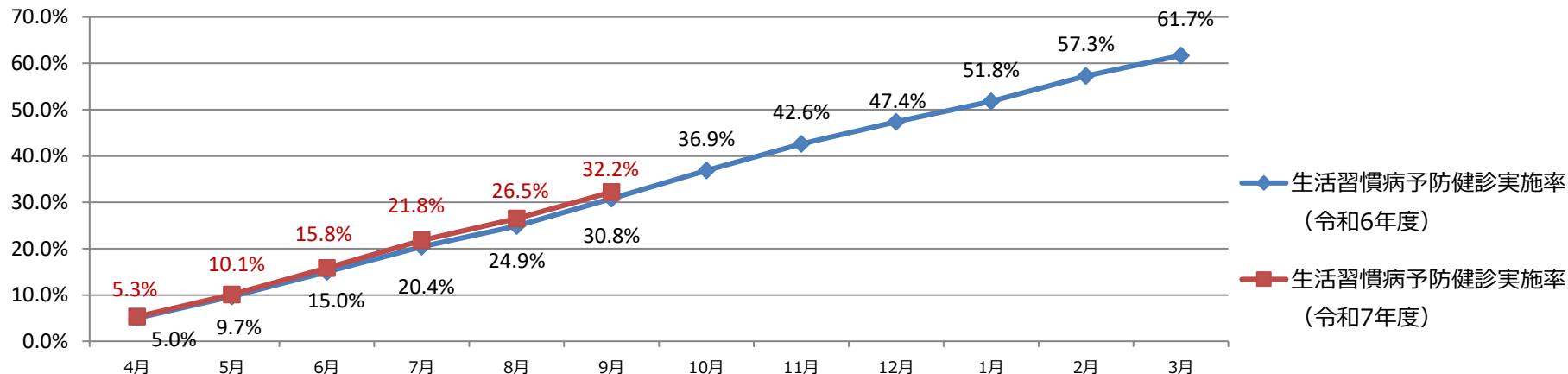
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数 (40~74歳)		110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	139,710人	136,609人	137,523人	141,670人	139,054人
受診者数 (実績)		61,647人	65,880人	69,152人	73,199人	78,045人	83,444人	89,002人	88,602人	92,233人	97,183人	101,554人	87,480人	
実 施 率	滋 賀	55.80% (11位)	57.80% (9位)	58.40% (10位)	59.90% (8位)	61.40% (8位)	63.30% (5位)	65.60% (6位)	64.30% (7位)	66.00% (8位)	71.60% (6位)	73.80% (6位)	61.70% (21位)	
	全 国	45.70%	46.70%	48.00%	48.50%	49.60%	50.80%	52.30%	51.00%	53.60%	56.40%	57.70%	58.40%	

令和6年度 K P I 65.3% (受診者見込数 88,142人／対象者134,979人)

令和7年度 K P I 66.0% (受診者見込数 91,776人／対象者139,054人)

令和7年9月時点

生活習慣病予防健診実績の推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対象者数	
受診者数	7,306	6,775	7,821	8,381	6,497	7,993								44,773	139,054
受診者数（累計）	7,306	14,081	21,902	30,283	36,780	44,773	44,773	44,773	44,773	44,773	44,773	44,773	44,773	44,773	
受診率	5.3%	10.1%	15.8%	21.8%	26.5%	32.2%	32.2%	32.2%	32.2%	32.2%	32.2%	32.2%	32.2%	32.2%	
前年実績（累計）	7,018	13,756	21,217	28,871	35,292	43,602	52,293	60,315	67,181	73,448	81,194	87,478	87,478	134,979	
前年受診率	5.0%	9.7%	15.0%	20.4%	24.9%	30.8%	36.9%	42.6%	47.4%	51.8%	57.3%	61.7%	61.7%	61.7%	141,670
前年度との差	0.3%	0.4%	0.8%	1.4%	1.5%	1.4%	-4.7%	-10.4%	-15.2%	-19.6%	-25.1%	-29.5%	-29.5%		

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

- 令和6年度まで、未受診事業所あて受診勧奨案内文書を送付（4,710事業所）し、電話勧奨を実施することで、受診勧奨を実施した1,015事業所（21.5%）が健診受診に繋がったが、令和7年度は、受診勧奨を未受診事業所ではなく、未受診者個人へ受診勧奨文書を送付することで、直接個人へ行動変容を促した。（10月末発送：28,077名）
- 令和8年度から健診体系の見直しとして、協会けんぽの「人間ドック健診」開始にあたり、県内12機関と契約予定。1月以降広報開始し、受診者の増加を目指す。

② 事業者健診データ取得（被保険者）

«実施策»

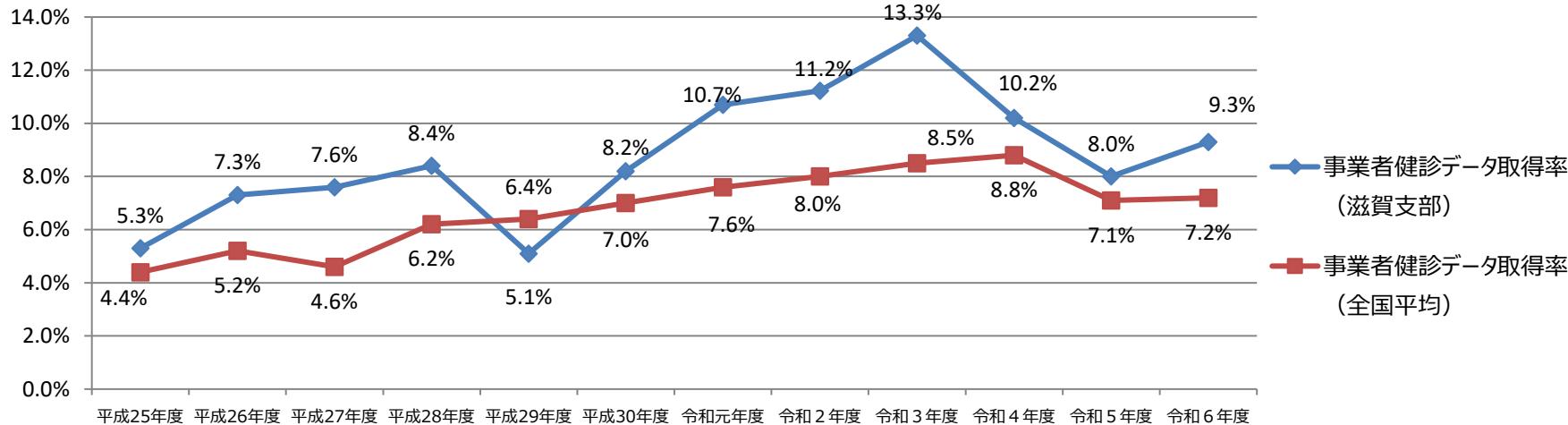
- ・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。
- ・ 事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防止する。
- ・ 2025年度から導入される「電子カルテ情報提供サービス」について、健診推進経費（インセンティブ）を活用することで、健診機関に早期の導入を促し、事業者健診結果データの取得を推進する。

«実施結果»

- ・ 健診機関におけるデータ作成の進捗確認を実施し、確実にデータを取得できるよう働きかけを実施した。
- ・ 労働局長との連名による健診結果提出勧奨の実施。（1,179社 9/24送付）
→提供依頼書269社提出（11/30時点）。 提供依頼書に基づいて、各健診機関へデータ作成を依頼した。

令和7年7月時点

事業者健診結果データ取得実績の推移



() 内の数値は全国順位

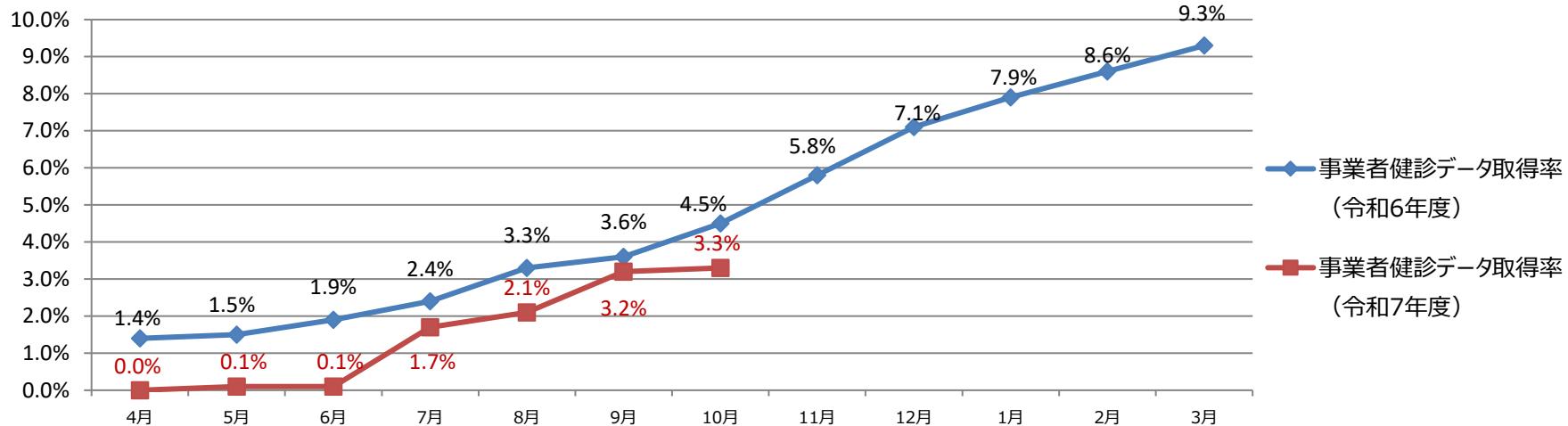
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数 (40~74歳)		110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	139,710人	136,609人	137,523人	141,670人	139,054人
受診者数 (実績)		5,848人	8,301人	9,034人	10,314人	6,506人	10,862人	14,501人	15,481人	18,565人	13,862人	10,999人	13,240人	
実施率	滋賀	5.30% (19位)	7.30% (13位)	7.60% (7位)	8.40% (17位)	5.10% (35位)	8.20% (20位)	10.70% (13位)	11.20% (12位)	13.30% (9位)	10.20% (19位)	8.00% (23位)	9.30% (17位)	
	全国	4.40%	5.20%	4.60%	6.20%	6.40%	7.00%	7.60%	8.00%	8.50%	8.80%	7.10%	7.20%	

令和6年度 K P I 10.8% (取込見込数 14,578人／対象者134,979人)

令和7年度 K P I 10.8% (取込見込数 15,018人／対象者139,054人)

令和7年10月時点

事業者健診結果データ取得実績の推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対象者数
取込件数	0	82	51	2,274	467	1,552	158						4,584	139,979
取込件数（累計）	0	82	133	2,407	2,874	4,426	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	
受診率	0.0%	0.1%	0.1%	1.7%	2.1%	3.2%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	
前年実績（累計）	1,943	2,068	2,742	3,367	4,716	5,125	6,367	8,179	10,086	11,260	12,189	13,240	13,240	134,979
前年受診率	1.4%	1.5%	1.9%	2.4%	3.3%	3.6%	4.5%	5.8%	7.1%	7.9%	8.6%	9.3%	9.3%	141,670
前年度との差	-1.4%	-1.4%	-1.8%	-0.7%	-1.3%	-0.5%	-1.2%	-2.5%	-3.8%	-4.7%	-5.3%	-6.1%	-6.1%	

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

- 健診機関におけるデータ作成の進捗確認を実施し、確実にデータを取得できるよう働きかけを実施する。
- 令和4年1月に施行された改正健康保険法により、40歳未満の方の健診結果データを取得し、保健事業へ活用することが可能となったため、さらなる取得数拡大に向け、事業所及び健診機関へアプローチする必要がある。
- 令和7年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。
- 労働局長との連名による健診結果提出勧奨の実施。（1,179社 9/24送付）
⇒提供依頼書269社提出（11/30時点）提供依頼書に基づいて、各健診機関へデータ作成を依頼した。

③ 被扶養者の特定健診

«実施策»

- 被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプショナル健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。
- 無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、開催日数を増やすなど、受診率向上を図る。
- 特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。
- 無料健診の申込みを受診者が健診機関へ直接行う方法へ変更することで、受診者の利便性を図り、更なる受診率向上を目指す。

«実施結果»

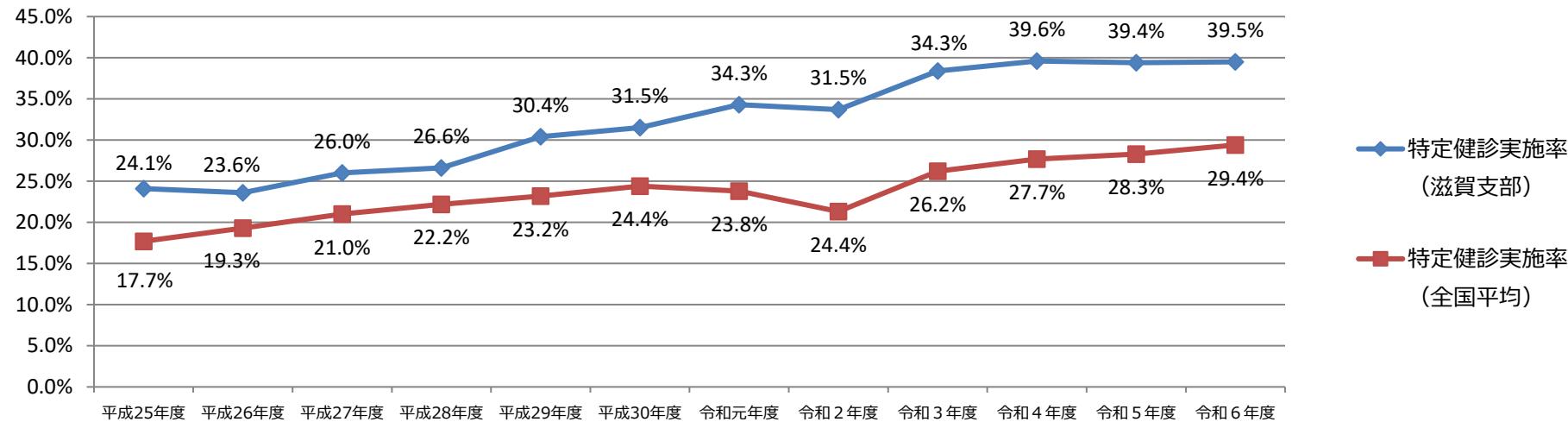
- 無料健診について、内容は令和6年度事業を継続実施。これまでの申込状況やアンケート結果をもとに傾向を把握し、土日の開催などより申込率が高まるよう会場日程を設定した。市町との連携によるがん検診同時実施や、オプショナル健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施した。

夏季無料健診(5月～11月)	令和6年度	令和7年度
会場及び日数	40会場、100日間（うち、がん検診同時実施は59日間）	38会場、102日間（うち、がん検診同時実施は56日間）
オプショナル検査	血管年齢測定（無料） ※5月は+ベジチェック（無料）	骨密度測定（無料） ※5月は+肌分析、ハンドトリートメント（無料）

冬季無料健診(1月～3月)	令和6年度	令和7年度
会場及び日数	18会場、25日間（うち、がん検診同時実施は12日間）	17会場、23日間（うち、がん検診同時実施は9日間）
オプショナル検査	血管年齢測定（無料）	骨密度測定（無料）

特定健診受診率実績の推移

令和7年7月時点



() 内の数値は全国順位

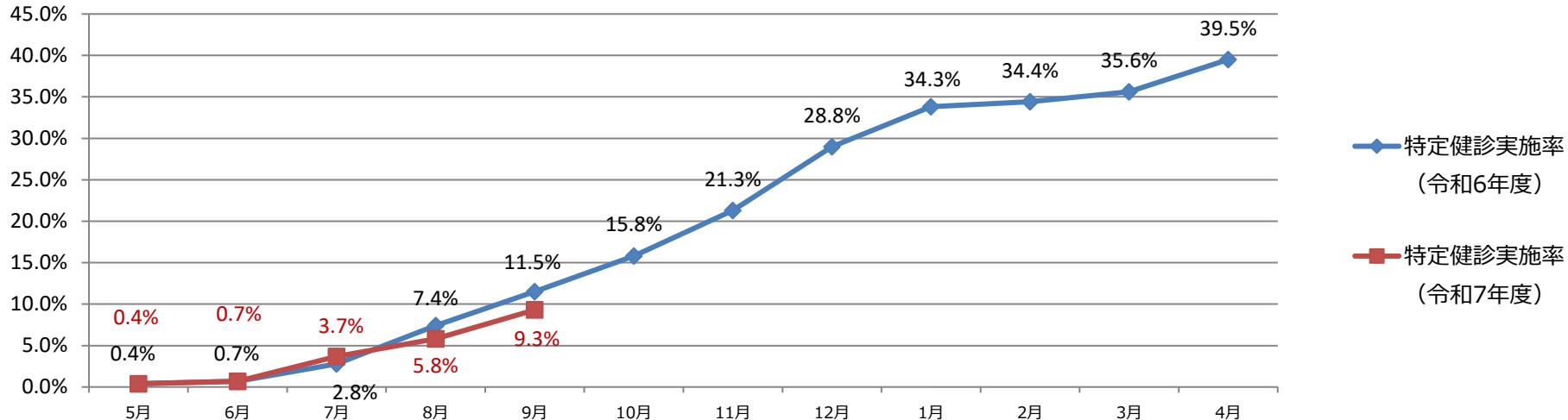
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数 (40~74歳)		39,692人	39,884人	39,580人	39,012人	39,187人	39,159人	39,196人	38,758人	37,819人	38,493人	34,209人	32,985人	35,756人
受診者数 (実績)		9,562人	9,411人	10,288人	10,368人	11,894人	12,339人	13,441人	13,058人	14,525人	13,949人	13,488人	13,026人	
実施率	滋賀	24.10% (5位)	23.60% (9位)	26.00% (9位)	26.60% (12位)	30.40% (5位)	31.50% (6位)	34.30% (3位)	33.70% (3位)	38.40% (3位)	39.60% (3位)	39.40% (3位)	39.50% (3位)	
	全国	17.70%	19.30%	21.00%	22.20%	23.20%	24.40%	23.80%	21.30%	26.20%	27.70%	28.30%	29.40%	

令和6年度 K P I 41.7% (受診者見込数 15,328人／対象者36,757人)

令和7年度 K P I 41.7% (受診者見込数 14,911人／対象者35,756人)

令和7年9月時点

特定健診受診率実績の推移



	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計	対象者数	
受診者数	145	92	1,073	747	1,261									3,318	35,756
受診者数(累計)	145	237	1,310	2,057	3,318	3,318	3,318	3,318	3,318	3,318	3,318	3,318	3,318	3,318	35,756
受診率	0.4%	0.7%	3.7%	5.8%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	
前年実績(累計)	135	233	932	2,455	3,797	5,225	7,029	9,557	11,144	11,349	11,741	13,026	13,026	36,757	
前年受診率	0.4%	0.7%	2.8%	7.4%	11.5%	15.8%	21.3%	29.0%	33.8%	34.4%	35.6%	39.5%	39.5%	32,985	
前年度との差	0.0%	0.0%	0.8%	-1.7%	-2.2%	-6.6%	-12.0%	-19.7%	-24.5%	-25.1%	-26.3%	-30.2%	-30.2%		

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

・夏季無料健診（5月～11月）

令和7年度：38会場、102日間（うち、がん同時56日間）
令和6年度：40会場、100日間（うち、がん同時61日間）

・冬季無料健診（1月～3月）

令和7年度：17会場、23日間（うち、がん同時9日間）
令和6年度：18会場、25日間（うち、がん同時12日間）

・夏季無料健診追加勧奨発送：8/22（27,869名）

・冬季無料健診勧奨発送：11/21（25,723名）

・冬季無料健診追加勧奨発送：1月予定

2（1）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

ii 特定保健指導の実施率及び質の向上

«令和7年度事業計画»

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・ 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・ 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。
- ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。
- ・ 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・ 第4期の特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を22.4%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導実施率を31.9%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和6年度 滋賀支部	(参考実績) 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
被保険者の特定保健指導の実施率	14.6%	20.3%	22.4%	10.3%	2,136人/20,718人
被扶養者の特定保健指導の実施率	26.4%	17.1%	31.9%	- %	-人/1,765人

①被保険者

«実施策»

- ・健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関に対し個別に実施率向上に繋がる提案を行い、協議を繰り返すことで実施率の向上を目指す。
- ・特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。
- ・宣言事業所への重点的な勧奨として、案内文書の文面を変更することや、保健師、職員による事業所訪問を行い、特定保健指導の実施に向けた勧奨を実施する。
- ・特定保健指導の効果を分析し、データに基づいた広報資材を作成し、事業所訪問時に活用するなど、効果的な勧奨を実施する。
- ・専門委託機関での特定保健指導実施について、委託件数を増やすなど外部委託の拡充を継続する。
- ・特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。
- ・共同利用不可事業所及び任継加入者の特定保健指導対象者宛てに保健指導の案内文書を送付し、保健指導の利用機会の拡大を図る。
- ・業界団体（トラック協会、タクシー協会、バス協会）と連携し、特定保健指導の利用勧奨を実施する。
- ・特定保健指導の対象者を減らす取り組みとして、特定保健指導対象のボーダーラインの方へ、健診予定月の3ヶ月に生活習慣改善案内を送付し、加入者の行動変容を促す。また、取り組みによる効果を測定し、次年度への取り組みについて検証する。

«実施結果»

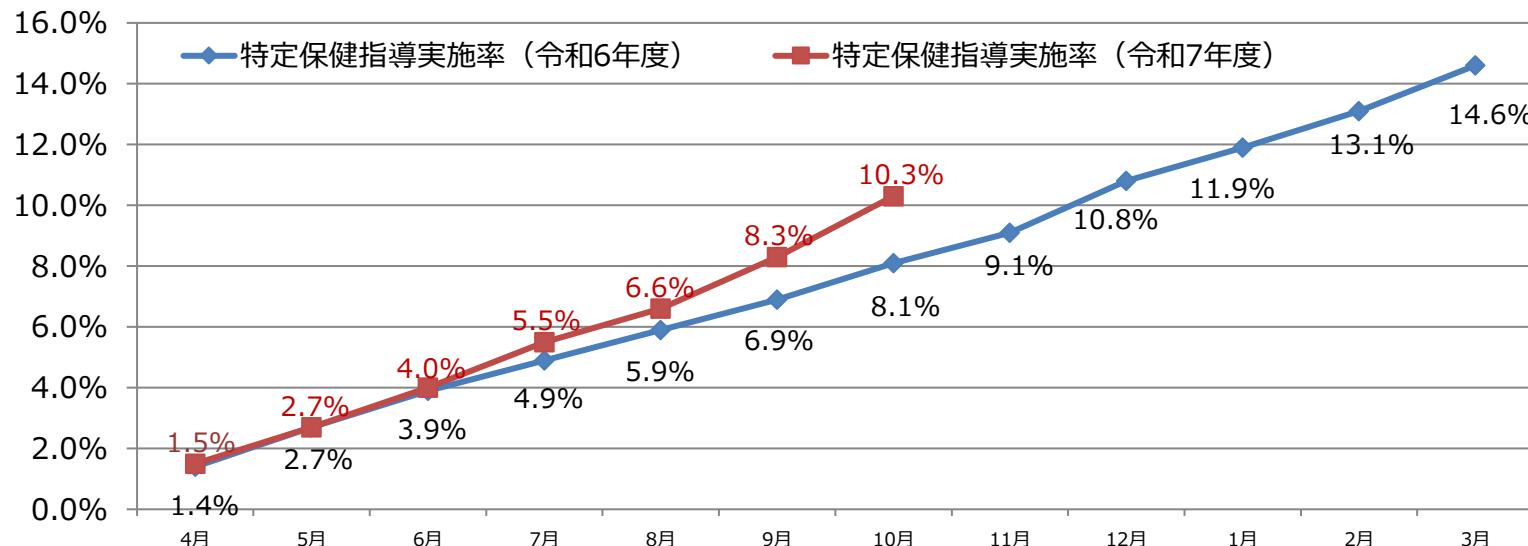
- ・大規模健診機関への実施率向上へ向けて進捗確認を実施しながら、実施率向上に向けて協議を繰り返した。
- ・事業所における特定保健指導の受け入れ数の増加を目指し、職員、保健師等による事業所訪問を継続して実施した。
- ・健診前通知（特保対象のボーダーラインの方へ行動変容を促す）を下半期の健診予定者へ送付した。

令和6年度 K P I 20.8% (実施者見込数 4,252人／対象者20,442人)

令和7年度 K P I 22.4% (実施者見込数 4,641人／対象者20,718人)

特定保健指導実施率（被保険者）の推移

令和7年10月時点



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対象者数
実施件数	307	247	280	312	230	349	411						2,136	20,718
実施件数（累計）	307	554	834	1,146	1,376	1,725	2,136	2,136	2,136	2,136	2,136	2,136	2,136	20,442
実施率	1.5%	2.7%	4.0%	5.5%	6.6%	8.3%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	
前年実績（累計）	278	549	806	1,007	1,222	1,430	1,660	1,884	2,219	2,460	2,701	3,007	3,007	20,591
前年実施率	1.4%	2.7%	3.9%	4.9%	5.9%	6.9%	8.1%	9.1%	10.8%	11.9%	13.1%	14.6%	14.6%	20,591
前年度との差	0.1%	0.0%	0.1%	0.6%	0.7%	1.4%	2.2%	1.2%	-0.5%	-1.6%	-2.8%	-4.3%	-4.3%	

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

- ・大規模健診機関への実施率向上へ向けて進捗確認を実施しながら、実施率向上に向けて協議を繰り返した。
- ・事業所における特定保健指導の受け入れ数の増加を目指し、職員、保健師等による事業所訪問を継続して行い、事業所及び対象者の理解を得る。
- ・健診前通知（特保対象のボーダーラインの方へ行動変容を促す）を7月末より発送開始。

②被扶養者

«実施策»

- ・無料健診当日の保健指導実施を確実なものにするため、調達時の仕様の見直しや、年度途中における実績の公表なども行うことでより効果的に実施率向上に繋げる。
- ・無料健診機関の受託条件として特定保健指導の実施率を評価点として加点することで、今年度の実施状況が、次年度の無料健診の受託業務に関係してくることを認識してもらう。
- ・健診当日に保健指導を利用できなかつた方への後日利用券を送付する。

«実施結果»

【KPI算出方法】
令和6年度まで
実施者数（加入支部単位）/対象者数
令和7年度から
実施者数（居住地支部単位）/対象者数

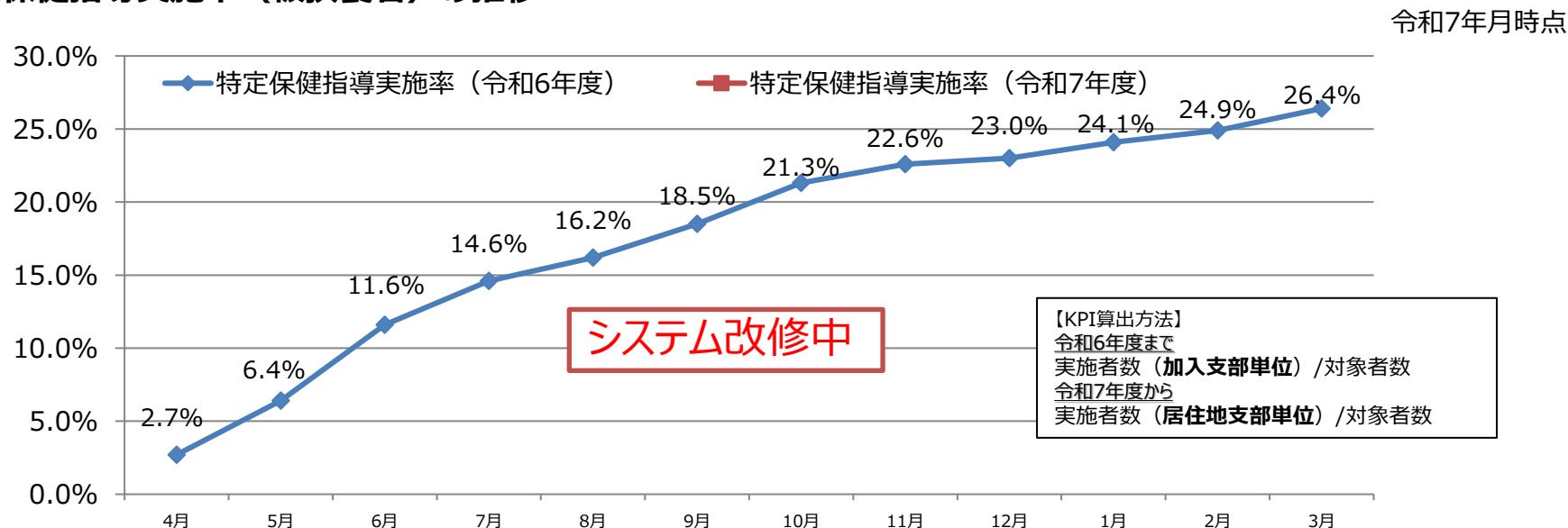
令和7年7月時点

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数 (40~74歳)	滋賀	1,004人	869人	929人	903人	1,155人	1,181人	1,333人	1,278人	1,448人	1,361人	1,247人	1,237人	1,765人
受診者数 (実績)	滋賀	90人	113人	113人	103人	76人	151人	381人	393人	350人	350人	328人	327人	
実施率	滋賀	9.00%	13.00%	12.20%	11.40%	6.60%	12.80%	28.60%	30.80%	24.30%	25.70%	26.30%	26.40%	
	全国	2.70%	3.30%	3.50%	3.60%	4.50%	5.40%	11.80%	13.10%	12.80%	15.50%	15.60%	17.10%	

令和6年度 KPI 26.7% (実施者見込数 352人／対象者1,319人)

令和7年度 KPI 31.9% (実施者見込数 564人／対象者1,765人)

特定保健指導実施率（被扶養者）の推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対象者数
実施件数													0	1,765
実施件数（累計）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
前年実績（累計）	33	79	143	180	200	229	264	279	285	298	308	327	327	1,319
前年受診率	2.7%	6.4%	11.6%	14.6%	16.2%	18.5%	21.3%	22.6%	23.0%	24.1%	24.9%	26.4%	26.4%	1,237
前年度との差	-2.7%	-6.4%	-11.6%	-14.6%	-16.2%	-18.5%	-21.3%	-22.6%	-23.0%	-24.1%	-24.9%	-26.4%	-26.4%	

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

- ・無料健診当日の実施率向上のため、会場視察の際に、健診機関に実施状況を確認の上、他機関の好事例を踏まえた勧奨を実施。
- ・健診当日に保健指導が実施できなかつた方へ、後日利用券の案内を送付。

2 (1) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

iii 重症化予防対策の推進

«令和7年度事業計画»

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
 - ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。
 - ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。
 - ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。
 - ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。
 - ・ 新生物にかかる1人当たり医療費が、全国平均を上回る水準が続いていることから、新生物に対する検診の受診勧奨及び未治療者にかかる受診勧奨を実施する。
- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする
(※) 令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

数値指標 (KPI)	実績 令和6年度 滋賀支部	(参考実績) 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	31.6%	33.8%	前年度（31.6%）以上	32.2%	

«実施策»

○未治療者に対する受診勧奨

- ・ 健診の結果、要治療の該当者へ健診機関からリーフレット配布等による受診勧奨を実施する。
- ・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に、支部からより重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。
- ・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるように工夫する。
- ・ 労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作成し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。
- ・ 乳がん検診、子宮がん検診を受診していない者にリーフレット配布による受診勧奨を実施する。また、取り組みによる効果を測定し、次年度への取り組みについて検証する。
- ・ 乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診の受診者のうち、要治療又は要精密検査になった者に対して、リーフレット配布による医療機関への受診勧奨を実施する。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ることで（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ることで、重症化を予防する。
- ・ この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。
- ・ 滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。

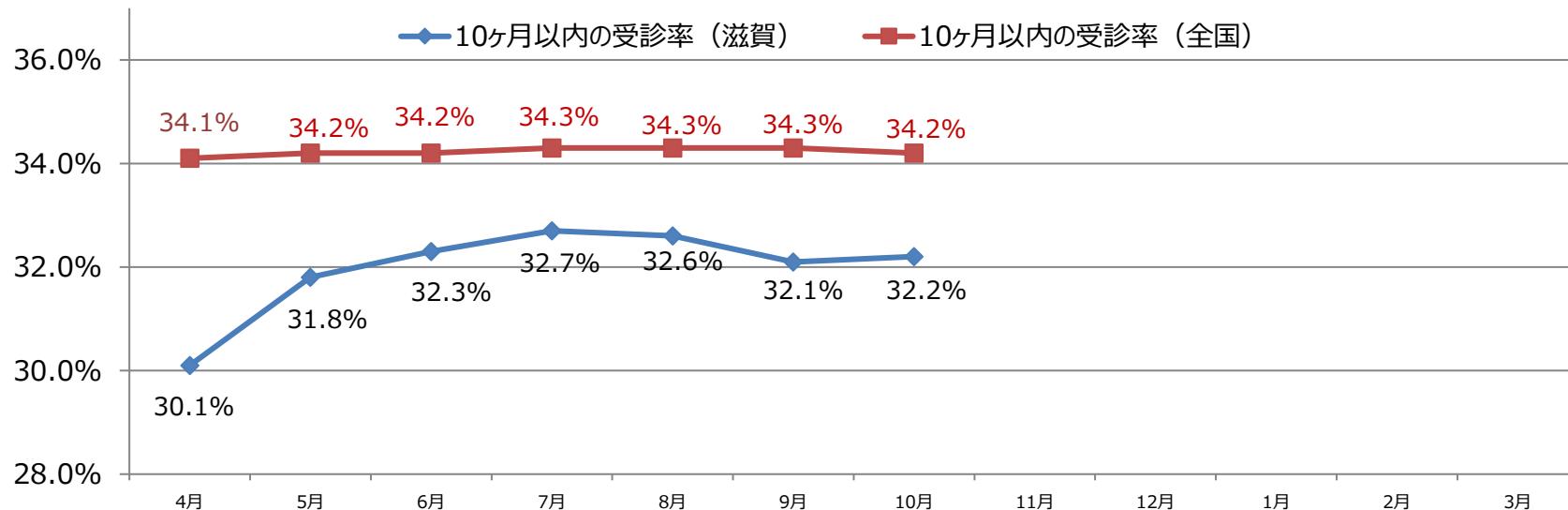
«実施結果»

- ・ 健診機関からの受診勧奨が有効であると考えるが、勧奨未実施と思われる7機関へ、「未治療者向け受診案内チラシ」を提供し、活用を依頼した（R7.4配布）。
⇒7機関中3機関は、支部から提供した受診勧奨チラシを活用。その他の機関においても独自のチラシを活用するなど、何らかの受診勧奨を実施。
3機関は、今後も支部作成の受診勧奨チラシを配布し、継続事業とした。
⇒R7.12全健診機関へチラシの活用を依頼したところ、2機関よりチラシの活用協力を得た。
- ・ 受診勧奨ポスターについて、R7.9に作成。連名に同意していただいた6機関へ配布し、会員事業所への広報を依頼した。

令和6年度 KPI 対前年度以上 (31.5% : 令和4年度健診受診者分)

令和7年度 KPI 対前年度以上 (31.6% : 令和5年度健診受診者分)

健診受診月から10ヶ月以内の受診率の推移



【令和6年度健診受診者分】

健診受診月	R6.4	R6.4～R6.5	R6.4～R6.6	R6.4～R6.7	R6.4～R6.8	R6.4～R6.9	R6.4～R6.10	R6.4～R6.11	R6.4～R6.12	R6.4～R7.1	R6.4～R7.2	R6.4～R7.3	
受診勧奨該当者数	806	1,712	2,635	3,550	4,397	5,314	6,887						
10ヶ月以内の受診者数	243	545	851	1,181	1,435	1,705	2,216						
受診率 (滋賀)	30.1%	31.8%	32.3%	32.7%	32.6%	32.1%	32.2%						
受診率 (全国)	34.1%	34.2%	34.2%	34.3%	34.3%	34.3%	34.2%						

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

- ・健診機関からの受診勧奨が有効であると考えるため、勧奨未実施と思われる7機関へ、「未治療者向け受診勧奨チラシ」を提供し、活用を依頼した（R7.4配布）。
 - ⇒7機関中3機関は、支部から提供した受診勧奨チラシを活用。その他の機関においても独自のチラシを活用するなど、何らかの受診勧奨を実施。
 - 3機関は、今後も支部作成の受診勧奨チラシを配布し、継続事業とする。
 - ⇒R7.12全健診機関へチラシの活用を依頼したところ、2機関よりチラシの活用協力を得た。
- ・受診勧奨ポスターについて、R7.9に作成。連名に同意していただいた6機関へ配布し、会員事業所への広報を依頼した。

2 (1) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

iv 健康経営（コラボヘルスの推進）

«令和7年度事業計画»

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
 - ・ 地方自治体等と連携した取組について、滋賀県や市町の健康増進計画等も踏まえ推進する。
 - ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定をもとに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
 - ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
 - ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施するとともに、出前講座等を実施できる体制を構築することにより、事業所における取組の底上げを図る。
- KPI：健康宣言事業所数を1,570事業所以上とする。

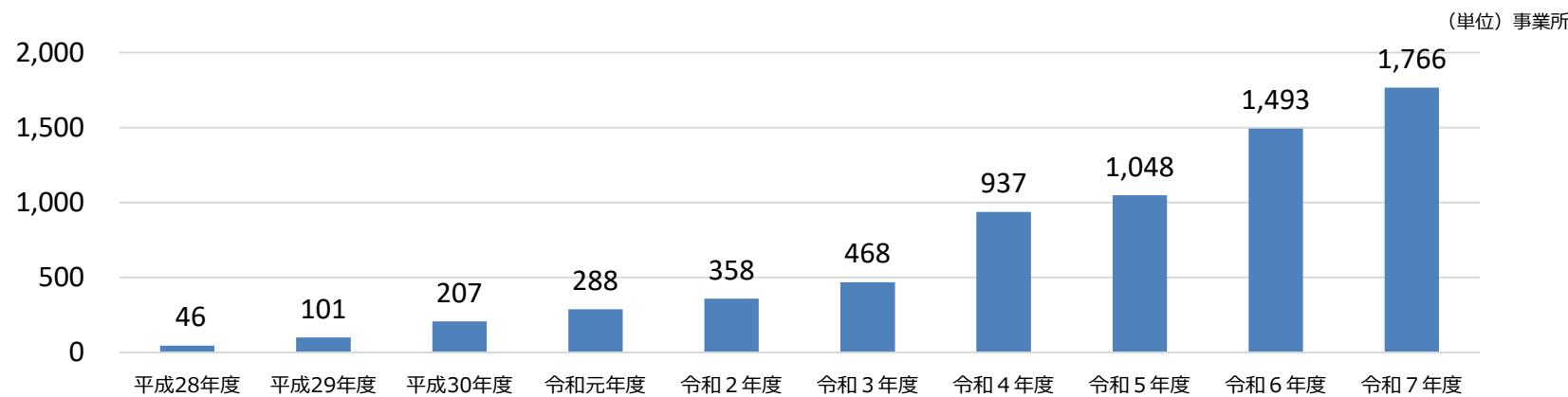
数値指標（KPI）	実績 令和6年度 滋賀支部	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
健康経営宣言事業所数	1,493	1,570	1,766	令和7年11月末時点

«実施策»

- ・ 健康測定機器等を事業所に貸し出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。
- ・ 健康教室を開催し、事業所における健康づくりの推進を支援する。なお、開催方法は、WEBによる開催も含め事業所の利便性に配慮する。
- ・ 優良法人認定を受けた事業所の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。
- ・ 事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の重要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン形式なども含め柔軟に対応する。
- ・ 宣言事業所に、季節に合わせた健康管理のポイントやタイムリーな情報を提供するため、情報誌等を配付し健康経営の質の向上を図る。
- ・ 宣言事業所の勧奨では文書勧奨に加え電話勧奨を行うことにより、新たな宣言事業所を獲得する。
- ・ 新規適用事業所への健康宣言の勧奨を実施予定。
- ・ 健康宣言事業所の事業主と同一事業主の未宣言事業所への勧奨を実施予定。

令和7年11月時点

健康経営宣言事業所数

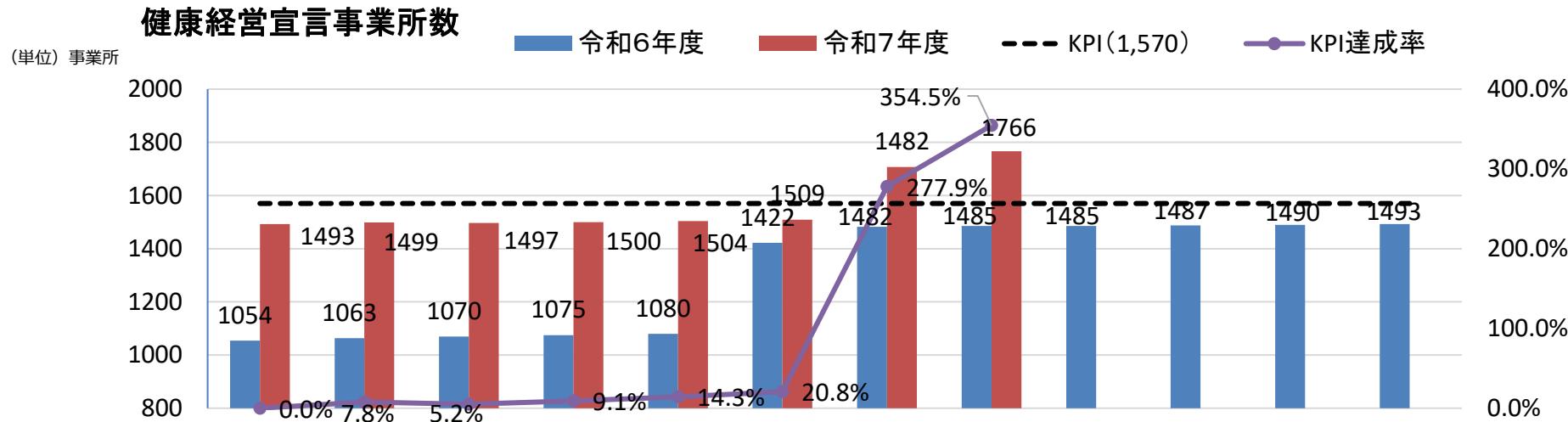


	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康経営宣言事業所数	46	101	207	288	358	468	937	1,048	1,493	1,766

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康教室実施数	30	41	47	37	60	67	84	96	90	91 (予約上限到達)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康測定機器貸出数（※）	40	66	73	98	101	114	160	167	177	102 (予約上限到達)

（※）令和3年度までは血管年齢測定器貸出数。令和4年度以降は糖化度測定器および血管年齢測定器、令和7年度は骨健康度測定器の貸出数となる。

※KPI達成率 = (宣言事業所数 - 前年度未宣言事業所数) / (KPI-前年度未宣言時証書数)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規事業所数	3	7	4	4	5	6	98	159					286
累計事業所数	1,493	1,499	1,497	1,500	1,504	1,509	1,707	1,766					
前年新規事業所数	6	13	8	7	5	342	63	5	2	2	6	3	462
新規事業所前年度差	(3)	(6)	(4)	(3)	0	(336)	35	154					(176)
KPI達成率	0.0%	7.8%	5.2%	9.1%	14.3%	20.8%	277.9%	354.5%					

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

＜実施内容＞

- ・文書及び電話勧奨：約3,000事業所（規模・業態を絞る）
- ・新規適用及び移管事業所（被保険者数5人以上）：約100事業所
- ・トップセールス：13事業所

＜提出状況＞

- ・11/27時点 230事業所から提出

«実施結果»

- ・5月の宣言事業所、健康保険委員向けの広報誌から健康教室及び機器貸し出しの広報を実施。
- ・健康機器（骨健康度測定器）は、貸出予約上限102件に即座に到達。
機器貸し出し時に、骨の健康に関するチラシを同封し、計測時に読んでもらうことでリテラシーの向上を図った。
- ・健康教室は、10月上旬に予約上限91件に到達。

2 戰略的保険者機能関係

(2) データ分析に基づく事業実施

i 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 及び好事例の横展開

«令和7年度事業計画»

- ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
- ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。
- ・ 調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、調査研究フォーラムや各種学会、調査研究報告書での発表を行う。
- ・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用するほか、支部間の情報交換や事例共有、統計分析研修の参加を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。
- ・ 今後、協会全体で実施が必要となる取組や滋賀支部で重点的な実施が必要となる取組などについて、支部で取組を行い、取組結果の効果検証を行う。その内容を、他の支部に積極的に情報共有するとともに、他支部で実施した効果的な事例の情報を収集する。

«実施策»

- ・ 本部の統計分析研修や支部の調査分析プロジェクトチーム及び本部と支部の連携強化による人材育成等を通して、支部の医療費・健診データ等を活用した調査研究を更に推進する。
- ・ 医療費適正化に向けた事業の実施に際しては、「顔の見える地域ネットワーク」を活用する。
- ・ 滋賀支部において医療費の占める割合が高い新生物について、今後、がん検診受診後の医療機関受診勧奨を進めていく必要があると思われるため、滋賀支部において先行実施する。

«現状報告»

- ・ 乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨にかかる広報物を約2,000人に対し発送
- ・ 乳がん・子宮頸がん検診受診者のうち、要治療・要精密検査であった者に対する医療機関早期受診勧奨を実施。
- ・ 11月対象者データ抽出済み（初回発送）
- ・ 12/15 本部及び筑波大学村木教授とtableauの抽出条件再検討

2 (2) データ分析に基づく事業実施

ii 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

«令和7年度事業計画»

- ・ データ分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を行う。
- ・ 本部委託研究事業の成果を事業や広報に活用する。

«実施策»

- ・ 地域差の要因等についての調査研究を実施する。調査研究の実施に際しては、近隣の大学や研究機関など外部有識者の知見等を活用する。
- ・ 本部が開催する調査研究フォーラムに参加し、委託研究事業の内容把握を行い、支部事業への活用を検討する。

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

- ・ 「顔の見える地域ネットワーク」を発展させるため、滋賀県産業保健総合支援センターとの連携協定を締結。

2 戰略的保険者機能関係

(3) 医療資源の適正使用

«令和7年度事業計画»

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024年3月診療分で84.3%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるようデータ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。
- ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。
- ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・国の方針（※1）を踏まえ、2024年度パイロット事業の取組結果を参考にし、より効果的な手法の検討を行い、効果的な事業実施につなげる。

（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

- ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。
- ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る

■ KPI : ① ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

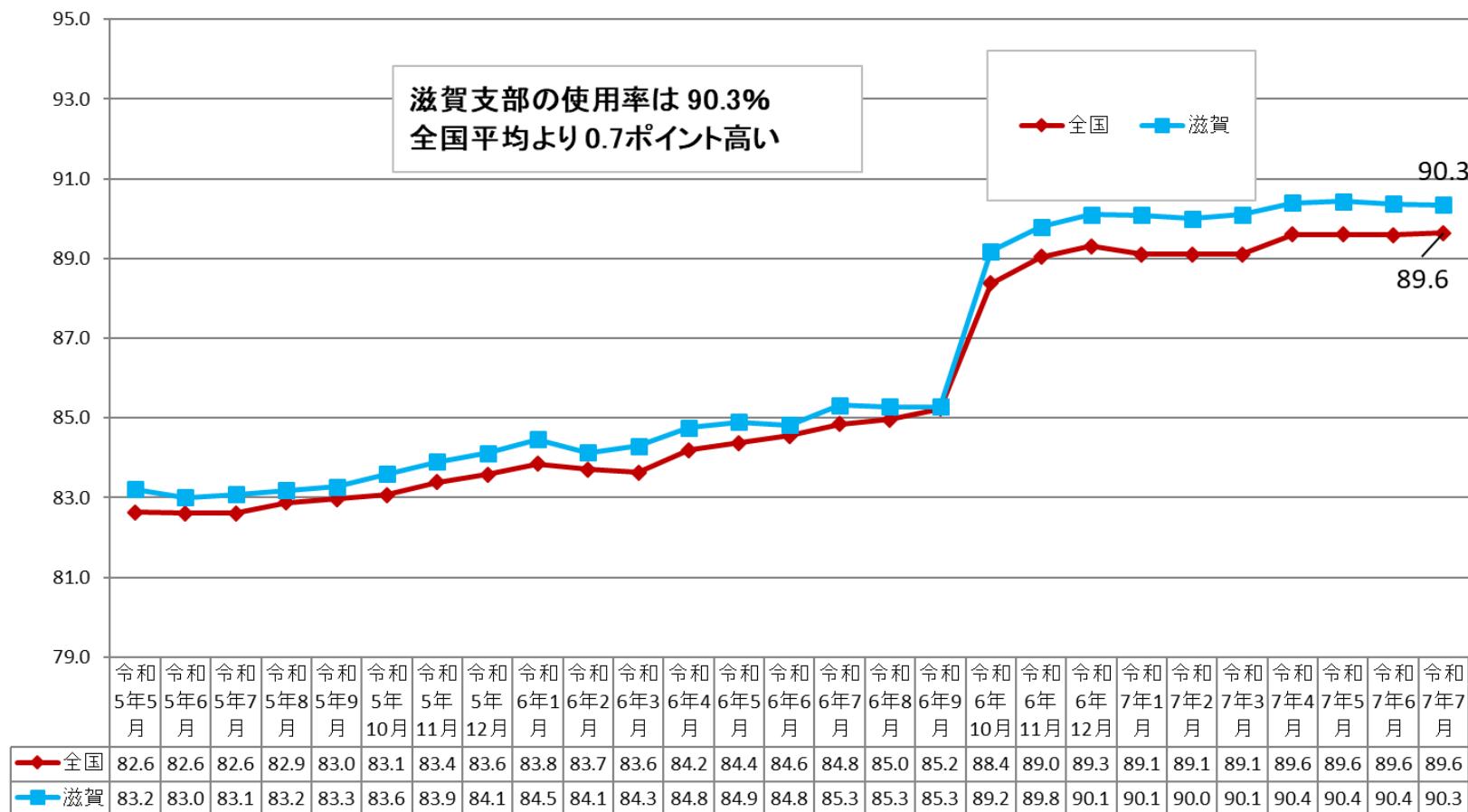
② バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する

数値指標 (KPI)	実績 令和6年度 滋賀支部	(参考) 実績 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
ジェネリック医薬品使用割合	90.1%	89.1%	前年度 (90.1%) 以上	90.3%	令和7年7月時点

«実施結果»

ジネリック医薬品使用状況 <新指標による後発医薬品割合（数量ベース）>

令和7年7月時点



注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 「[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])」で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」（厚生労働省）による。

注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることがある。

2 戰略的保険者機能関係

«実施策»

- ・ 医療機関と薬局へジェネリック医薬品使用状況等の情報提供サービスの提供を継続して行う。
- ・ 医療機関や疾病分類毎等のバイオシミラーの使用状況等の情報提供を実施する。
- ・ レセプトデータから不要不急の時間外受診が確認された加入者に対し、時間外加算等の制度に係る広報を実施し、上手な医療のかかり方に関する啓発を行う。
- ・ 県や保険者協議会と協力する等「顔の見える地域ネットワーク」を活用することで、県内の医療関係団体等へ積極的に働きかけを行う。

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

<バイオシミラー使用促進の取り組み>

- ・ 滋賀県薬務課、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院薬剤師会へ訪問
- ・ 4～6月分レセプトデータに基づき現状分析を実施。

		腎性貧血	好中球減少症		糖尿病			低身長症	骨粗鬆症	関節リウマチ クローン病		尋常性乾癬	がん		黄斑変性症	がん	ファブリー病	関節リウマチ
2025_04_06	8割以上成分数	ダルベポエチンアルファ	フィルグラスチム	ペグフィルグラストム	インスリニアスバルト	インスリンシングラルギン	インスリニスプロ	ソマトロピン	テリパラチド	アダリムマブ	インフリキシマブ	ウステキヌマブ	トラスツズマブ	ペバシズマブ	ラニビズマブ	リツキシマブ	アガルシダーゼベータ	エタネルセプト
全国	6成分	88.40	96.14	26.17	28.58	82.13	27.53	45.41	80.83	37.58	47.19	1.54	85.49	64.72	87.99	79.32	33.13	75.15
滋賀	5成分	95.38	99.63	6.18	24.21	73.20	30.71	64.17	90.01	30.21	55.02	0.00	92.27	55.27	78.26	93.01	0.00	64.14

2 戰略的保険者機能関係

(4) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

«令和7年度事業計画»

- i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
 - ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。
- ii) 医療提供体制等に係る意見発信
 - ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
 - ・協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。
 - ・また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。

«実施策»

- ・調査分析プロジェクトチーム等で医療費・健診データ等を活用した分析を行い、県内の特徴的な傾向を把握することによって意見発信につなげる。
- ・調査分析プロジェクトチーム等で医療費の地域差や患者の流出入状況等に関する分析を行い、県内の特徴的な傾向を把握することによって意見発信につなげる。
- ・分析結果については、評議会や健康づくり推進協議会等で報告し、加入者や事業主、関係機関に情報提供を行う。

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

- ・令和7年度に調査分析プロジェクトチームで4回開催。
第2回評議会資料、7月までに抽出したデータに基づく事業案の検討
→ 意見を参考に保険者機能強化予算を検討（コラボヘルス関係）

2 戰略的保険者機能関係

(5) インセンティブ制度の実施及び検証

«令和7年度事業計画»

- ・ 2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。
- ・ 現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。
- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

«実施策»

- ・ 加入者へインセンティブ制度の仕組みや意義をより広く周知するため、メディア等を活用した広報を実施する。また、経済団体の定期広報誌等を活用し、事業主に向けて情報提供を行う

«実施結果»

・ 令和6年度インセンティブ実績

- 総合
①特定健診等の実施率（70点）
②特定保健指導の実施率（70点）
③特定保健指導対象者の減少率（80点）
④重症化予防の受診勧奨（50点）
⑤後発医薬品の使用割合（50点）

	5年度実績
312.0点 (27位↑)	← 304.4点 (35位)
77.7点 (12位↑)	← 70.8点 (25位)
54.2点 (47位-)	← 56.0点 (47位)
85.9点 (14位↑)	← 81.2点 (22位)
39.1点 (47位↓)	← 47.6点 (28位)
55.2点 (14位↑)	← 48.8点 (22位)

«現状報告（計画に対する進捗状況、課題、対応方針等）»

- ・ 令和7年度インセンティブ制度に関するメディア広報の調達実施。
- ・ 12月 FM滋賀で健康サポート利用を促す広報実施。

2 戰略的保険者機能関係

(6) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

«令和7年度事業計画»

- ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。
- ・このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。
- ・具体的には、
 - i) 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する
 - ii) 協会データを活用したエビデンスに基づく納得性の高い広報を実施する
 - iii) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する
 - iv) 地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する
 - v) 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。
- ・「2025年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「2026年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。
- ・また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。
- ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。
- ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。
- KPI : ① 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を59.0%以上とする
② SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う
③ 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

数値指標 (KPI)	実績 令和6年度 滋賀支部	(参考実績) 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	56.22%	—	59.0%	60.4%	令和7年11月時点
健康保険委員が委嘱されている事業所数	3,128事業所	—	前年度（3,128事業所）以上	3,640事業所	令和7年11月時点

«実施策»

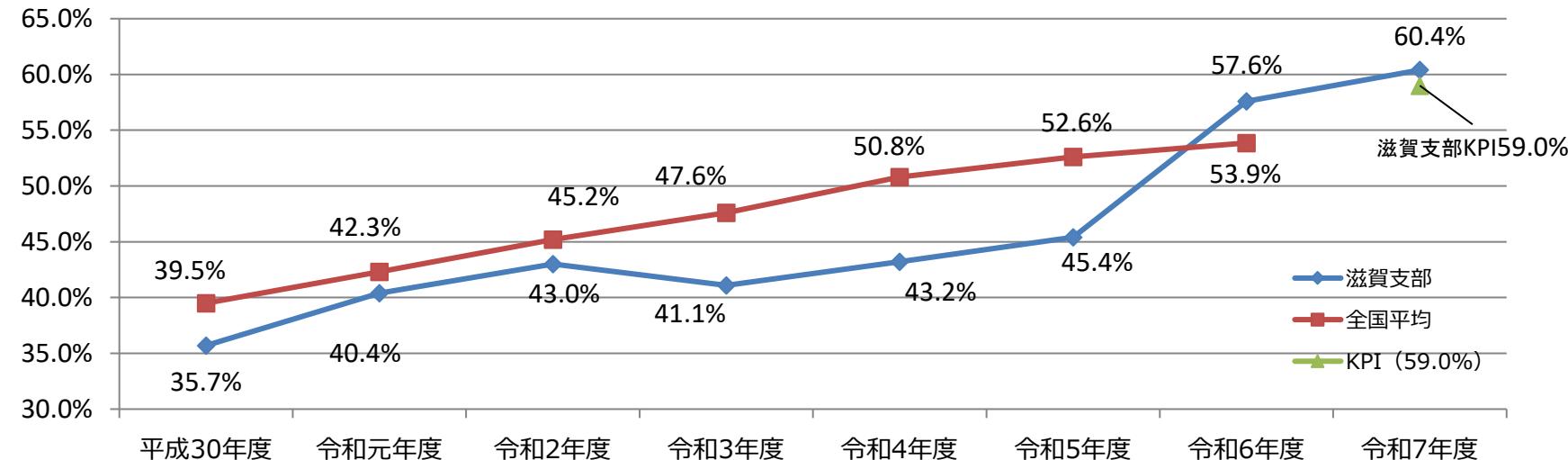
- 協会の「広報基本方針」に基づき、加入者へ適切な時期に適切な情報が届くよう、支部の広報計画を作成する。その際、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した加入者等の理解促進についても計画に盛り込む。
- WEBを活用した医療費適正化の広報を実施し、加入者に広く制度の周知を行う。
- 県内小学生に配布されるハンドブックを活用して#8000等の広報を実施し、子ども医療費の適正化を図る。
- 正しい医療のかかり方に関する周知広報をテレビCM等のメディアを活用して実施する。
- 健康保険委員の拡大に向けて、既存の事業所への文書・電話勧奨及び新規適用事業所への勧奨を行うことにより、新たな健康保険委員を獲得する。
- 職場の従業員の目に留まる医療費適正化に係るポスターを作成し、事業所に向けた広報を実施する。

«実施結果»

- 防災ハンドブックへの医療費適正化広報（#8000こども電話医療相談）9月1日発行
- 健康保険委員勧奨 案内作成及び電話勧奨業務委託 【目標 270事業所、3,300人】
 2,068事業所 → 276事業所 (13.3%)、5,889人
 内訳 147事業所 (被保険者数50人以上) → 28事業所 (19.0%)、2,539人
 1,354事業所 (被保険者数 9人以上) → 143事業所 (10.6%)、2,663人
 567事業所 (被保険者数 5人以上) → 105事業所 (18.5%)、687人
- 滋賀レイクスターズと連携した医療費適正化ポスターを作製

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合と事業所数

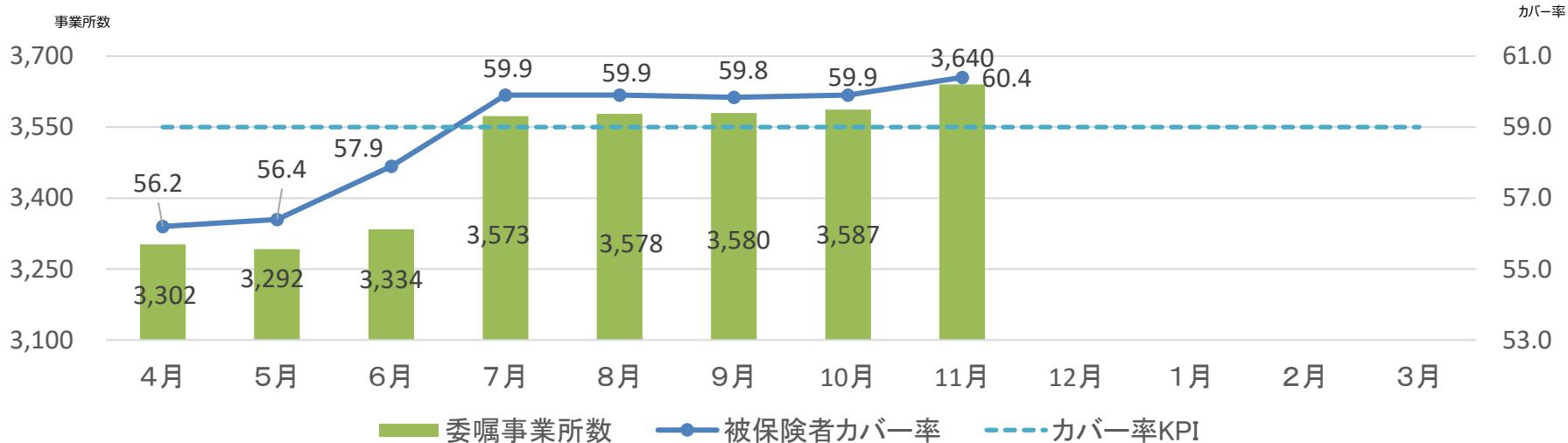
支部：令和7年11月時点
全国：令和7年6月時点



		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	KPI達成率
被保険者カバー率	滋賀	33.3%	35.7%	40.4%	43.0%	41.1%	43.2%	45.4%	56.2%	60.4%	102.4%
	全国	35.0%	39.5%	42.3%	45.2%	47.6%	50.8%	52.6%	54.2%	54.2%	
委嘱事業所数	滋賀	1,165	1,266	1,392	1,569	1,742	2,234	2,311	3,128	3,587	146.7%
	全国	129,879	152,952	179,989	203,425	237,006	270,059	299,538	328,886	330,262	

委嘱事業所数及び月別カバー率の動向

令和7年11月時点



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委嘱事業所数	3,302	3,292	3,334	3,573	3,578	3,580	3,587	3,640				
委嘱事業所被保険者数	121,841	122,340	124,209	128,552	128,410	128,103	128,095	129,350				
支部被保険者数	216,849	216,975	214,429	214,459	214,383	214,071	214,017	214,164				
被保険者カバー率	56.2%	56.4%	57.9%	59.9%	59.9%	59.8%	59.9%	60.4%				
KPI達成必要被保険者数	127,941	128,015	126,513	126,531	126,486	126,302	126,270	126,357				
KPI達成過不足数	-6,100	-5,675	-2,304	2,021	1,924	1,801	1,825	2,993				

3 組織・運営体制関係

(1) 人事制度の適正な運用

«令和7年度事業計画»

1) 人事制度の適正な運用

- ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。
- ・更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適性に応じた働き方ができるよう協会の理念を実現する職員の育成を推進する。

2) 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置

- ・支部の戦略的保険者機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。

3) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。
- ・加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の内容等の見直しを引き続き検討する。
- ・その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

«実施策»

- ・組織目標を達成するための適切な個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて適切な進捗管理を行う。
- ・協会の理念の実現に向けた個人目標の設定するため、面談等を通じた職員の育成を行う。
- ・効率的な事業運営を行うため、職員の多能化を目指した人員配置を進める。
- ・「OJT」「集合研修」を効果的に組み合わせて人材育成を推進するほか、「自己啓発」を積極的に推奨する。
- ・支部の研修を充実させ、職員の業務知識やビジネススキル等の向上を図る。
- ・業務に関する支部内勉強会を実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。

«実施結果»

- ・4月に令和6年度下期の実績評価及び令和5年度能力評価の面談を実施。
- ・職員向けアンケートで明らかになった課題に対応した職員研修（タイムマネジメント、アサーティブコミュニケーション）を実施。

3 組織・運営体制関係

(1) 人事制度の適正な運用

«令和7年度事業計画»

3) 働き方改革の推進

- ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。
- ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

4) 風通しのよい組織づくり

- ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。
- ・本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。

5) 支部業績評価を通じた支部の取組の向上

- ・支部業績評価の評価項目の進捗管理を適切に行い、他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。

«実施策»

- ・健康で働きやすい職場環境の整備に向けて、業務の棚卸し等を定期的に実施し、超過勤務の縮減等に努める。
- ・自由闊達な議論や意見交換ができる風通しのよい組織づくりに積極的に取り組む。
- ・毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。

«実施結果»

- ・令和7年3月から4月にかけて業務見直しの検討を行い、業務の削減及び効率化を図った。
→令和6年度保険者機能の発揮の取組で最優秀賞を受賞

3 組織・運営体制関係

(2) 内部統制等

i 内部統制の強化、個人情報の保護の徹底

«令和7年度事業計画»

- ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。
- ・的確な業務遂行のため自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。
- ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。
- ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

«実施策»

- ・各種マニュアル等の順守について認識を深めるため、リスク管理に関する必須研修を全職員が高い意識を持って受講するよう意識啓発を併せて行う。
- ・個人情報保護管理委員会を四半期に一度定期的に開催する。また、事務処理誤りの発生等により必要が生じた際は、臨時の委員会を開催し、個人情報保護の徹底について更なる啓発を行う。

«実施結果»

<個人情報保護管理委員会>

- ・令和7年4月1日、令和7年度の活動計画を決定。
- ・同年6月24日、個人情報保護に関連する事務処理誤り事案について事務処理誤り防止策の作成、個人情報・データの取り扱いの徹底

3（2）内部統制の強化

ii 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底、災害等の対応

«令和7年度事業計画»

- ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。
- ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。
- ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。

«実施策»

- ・法令等規律の遵守について認識を深めるため、コンプライアンスに関する必須研修を全職員が高い意識を持って受講するよう意識啓発を併せて行う。また、コンプライアンス委員会を四半期に一度定期的に開催する。懲戒処分の発生等により必要が生じた際は、臨時の委員会を開催する。
- ・大規模自然災害等に備え、半期に一度の模擬訓練を適切に実施する。また、公共交通機関の運休等の際、職員の安全を優先し速やかに適切に対応する。

«実施結果»

- ・令和7年度コンプライアンス推進活動計画に基づき活動している。
- ・令和7年4月・6月・9月にコンプライアンス委員会を開催した。

«参考»

令和7年度 コンプライアンス推進活動計画

コンプライアンス推進に向けた取組み	自支部の課題		課題解決に向けた具体的な取組み										4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	課題1	通報・相談窓口として本部や支部の他、外部に「コンプラほっとライン」があることを知っている職員が全支部平均と比較して少ない。	①	支部事務室の各出入口に掲示している案内チラシを拡大し、目につくようにするとともに、立ち止まって見ができる場所に掲示する。										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			②	支部コンプライアンス委員会の開催時に改めて全職員へ周知を行う。											○			○			○				
			③																						
	課題2	職務上の失敗やミスに対して、過度なプレッシャーや精神的な負担を強いられる環境であるという職員が、約5人に1人いる。	①	グループ進捗会議において、職員相互に注意し合い失敗やミスを組織的に防ぐことを共有するとともに、失敗やミスが生じた場合は、速やかに上司に相談できるよう日常的なコミュニケーションを図る。										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			②																						
			③																						
	課題3	業務遂行のために職員が協力し合うチームワークが「ない」又は「どちらかといえはない」という職員が、各部に3人いる。	①	1つの業務について、複数人がコミュニケーションを取りながら実施する。そのため、業務の正副担当制を徹底する。										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			②																						
			③																						
	支部コンプライアンス委員会の開催													○		○			○			○			
	自主点検の実施														○						○				
	懲戒処分等の周知と発生防止策の共有													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

3 組織・運営体制関係

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

«令和7年度事業計画»

- サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
 - 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
 - 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
 - また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

数値指標 (KPI)	実績 令和6年度 滋賀支部	(参考実績) 令和6年度 全国	目標 令和7年度 滋賀支部	実績 令和7年度 滋賀支部	備考
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	0.0%	%	15%以下	18.2%	令和7年11月時点

«実施策»

- 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。
- 調達にあたっては、複数の事業者への声掛けを実施して競争を促すことにより経費の節減を図る。
- 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。
- 電気使用料、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。
- 事務室の賃借料の適正水準維持に努める。
- 業務改善委員会に提案された改善案等を活用し、業務における様々なコストの適正化を図る。

3 組織・運営体制関係

«実施結果»

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
入札件数	5	0	0	1	1	1	3	0					11
一者応札件数	1	0	0	0	0	0	1	0					2
一者応札割合	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%					18.2%

入札案件	応札状況	契約年月日
滋賀支部が発送する郵便物に関する郵便局への差出業務	1社	令和7年4月1日
広報誌「協会けんぽしが」のデザイン、印刷、納品業務委託	3社	令和7年4月1日
令和7年度健康保険委員向け定期広報誌に係る印刷及び封入・封緘、発送業務委託	6社	令和7年4月3日
令和7年度健康測定機器の貸出事業業務委託	2社	令和7年4月8日
協会けんぽガイドブック・ガイダンス（計4種）の印刷製本業務委託	4社	令和7年4月21日
令和7年度無料健診受診勧奨にかかる案内ダイレクトメール作製・発送業務委託	6社	令和7年7月9日
令和7年度生活習慣病予防健診個人勧奨DMの作製・発送業務委託	2社	令和7年8月29日
令和7年度健康アクション宣言登録に係る案内物作成・発送業務委託	3社	令和7年9月24日
令和7年度健康アクション宣言登録に係る電話勧奨及び登録作業業務委託	8社	令和7年10月1日
令和8年度健診に係る支部印刷物のデザイン・印刷業務委託	3社	令和7年10月21日
令和8年度生活習慣病予防健診案内等の発送にかかる業務委託	1社	令和7年10月24日